

事 務 連 絡
平成23年4月20日

各都道府県
防災担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の簡素化について

被災者生活再建支援金の支給について一層の迅速化を図るため、下記のとおり、手続を簡便に行う方法をお示ししますので、貴県内の市町村にもお知らせいただき、被災者への周知が図られますよう、お願いいたします。

記

1．住民票の取扱いについて

被災者生活再建支援法Q & A（平成23年3月22日改定）において、市役所、町村役場が被災するなどにより、支援金の申請に必要な住民票の発行が困難な場合、住民票に代わるものとして市町村が発行した「当該被災世帯に属する者の数を証する書面」の添付をもって支援金の支給申請を受け付けることが可能であるとしておりますが、これをさらに弾力化し、

住民票の提出が困難であると認められる者について、支援金の申請窓口において、口頭質問等により本人確認を行い、「被災世帯に属する者の数を証する書面」を発行し、住民票に代わる書面として取り扱って差し支えないこと

「被災世帯に属する者の数を証する書面」については、支援金の申請窓口において、被災者から提出された支給申請書に、受付側において被災世帯に属する者の数を証する旨の記載を行うことにより代えることができることとします。

2．外国人からの申請について

外国人世帯にあっては、住民票に代えて、外国人登録証明書の写しを添付させることとしておりますが、1．に準じた取扱いとして差し支えないこととします。

3．預金通帳の写しについて

支援金の申請においては、預金通帳の写しの添付を必要としておりますが、今回の災害により申請者が預金通帳を紛失した場合は、申請者の口座に係る金融機関・支店名、口座番号の申告を受けることにより代えることができることとします。

4．支援金の振込先口座の開設について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正され、金融機関において、被災者が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人確認を行うことが困難である場合には、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、当分の間、被災者の申告により本人確認ができることとなっております。

以上

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
新澤、渡真利、藤澤

TEL03-3501-5191/FAX03-3597-9091